

第6回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年12月20日（水）午後1時30分
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1) 報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて
 - (2) 報告第2号 農地パトロールの結果について
 - (3) 議案第1号 農用地利用集積計画について
 - (4) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (5) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (6) 議案第4号 非農地証明願について
- 5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1番 渡邊 和子	2番 越沼 良	3番 秋本 則夫
4番 阿見 芳	5番 助川 悦夫	6番 津久井 勝之
7番 植竹 裕子	8番 笹沼 保治	9番 郡司 裕一
10番 荒井 一夫	11番 相馬 和恵	12番 岩城 善広
13番 鈴木 賢一	14番 古沢 成子	15番 屋代 幸子
16番 唐橋 洋子	17番 佐藤 孝	
- 6 欠席委員 なし
- 7 本会に出席した職員
 - (1) 農業委員会事務局長 伊藤 甲文
 - (2) 農地振興係長 生田目 友理子
 - (3) 農地調整係長 金山 和弘
 - (4) 農地調整係主査 菊池 康弘
 - (5) 農政課農政係主事 宮澤 拓巳
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（5番）

事務局（伊藤 甲文） それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長（荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。ただいまから第6回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、9番郡司委員、11番相馬委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の生田目係長をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 (金山 和弘) <資料訂正箇所等の説明>

議長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。

報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて」を上程します。報告件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

事務局 (菊池 康弘) <総会資料説明 4ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告1号を終わります。

次に、報告第2号「農地利用状況調査（農地パトロール）の結果について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (菊池 康弘) <総会資料説明 別紙A3>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

次に、議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (宮澤 拓巳) <総会資料説明 5～54ページ>

農地中間管理機構特例事業 5件

利用権設定促進事業 75件

議長 (荒井 一夫) 本件は、議事参与となる案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。

はじめに、利用権設定等促進事業、申請番号12-24について、3番秋本委員が議事参与に該当いたします。

つきましては、秋本委員は退室願います。

<秋本 則夫委員退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。
<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
利用権設定等促進事業の申請番号12-24について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。
本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了により3番秋本委員の入室を認めます。
<秋本 則夫委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 続きまして、同じく利用権設定等促進事業、申請番号12-42、12-43について、9番郡司委員が議事参与に該当いたします。
つきましては、郡司委員は退室願います。
<郡司 裕一委員退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。
<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
利用権設定等促進事業の申請番号12-42、12-43について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。
本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了により9番郡司委員の入室を認めます。
<郡司 裕一委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 続きまして、同じく利用権設定等促進事業、申請番号12-65について、13番鈴木委員が議事参与に該当いたします。
つきましては、鈴木委員は退室願います。
<鈴木賢一委員退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。
<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
利用権設定等促進事業の申請番号12-65について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。
本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了により13番鈴木委員の入室を認めます。

<鈴木 賢一委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 続きまして、同じく利用権設定等促進事業、申請番号12-69について、11番相馬委員が議事参与に該当いたします。
つきましては、相馬委員は退室願います。

<相馬 和恵委員退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑はございませんか。
<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
利用権設定等促進事業の申請番号12-69について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。
本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了により11番相馬委員の入室を認めます。

<相馬 和恵委員入室>

議 長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第1号の残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。
<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
利用権設定等促進事業の申請番号12-24、12-42、12-43、12-65、12-69以外の議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。
議案第1号については、原案のとおり決定することといたします。
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は17件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 康弘) <総会資料説明 55~62 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員(相馬 和恵) 議案第2号、「農地法第3条の規定による許可申請について」について報告いたします。令和5年12月18日、現地調査班第2班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査検討しましたので報告いたします。

申請番号51番から申請番号67番までの17件全てについて、担当班としては、許可することに問題ないと思われま

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたの

で、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 申請番号61番、62番、63番について、耕作は受人個人がするのでしょうか、それとも受人が運営している会社が行うのでしょうか。

事務局 (菊池 康弘) 受人本人が耕作するようです。

議長 (荒井 一夫) そのほか、ございますか。

質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号は、原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

申請件数は6件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 63、64 ページ、別冊資料説明 2～7 ページ>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりました。

次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員 (相馬 和恵) 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。令和5年12月18日、現地調査班第2班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査検討しましたので報告いたします。

申請番号50番、須佐木地内については、資材置場として使用するため売買するものです。許可することに問題ないと思われれます。

申請番号51番、野崎1丁目地内については、住宅地の中に残っている土地で水路もないことから、転用計画に問題はないと思われれます。

申請番号52番、中田原地内については、住宅を建築するためです。周辺農地への影響は、ほぼ無いことから転用計画に問題はないと思われれます。

申請番号53番、本町2丁目地内について、周辺は農地から宅地分譲が進んでいる場所であり、転用計画に問題はないと思われれます。

申請番号54番、若松町地内については、周辺はすでに宅地囲まれており、転用計画に問題はないと思われれます。

申請番号55番、実取地内については、住宅を建築するためです。周辺農地への影響は、ほぼ無いことから転用計画に問題はないと思われれます。

以上、報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたの

で、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することことに賛成の方は、起立願います。

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第3号は、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第4号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 65 ページ、別冊資料説明 8、9 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員 (相馬 和恵) 議案第4号、非農地証明願いについて報告いたします。令和5年12月18日、現地調査班第2班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査検討しましたので報告いたします。

申請番号40番、奥沢地内について、現地は昭和50年以前から建物が建っており、現在も宅地として利用されております。非農地になってから20年以上経過しています。農地に復元することは難しいと思います。証明することに問題ありません。

申請番号41番、両郷地内について、現地は昭和10年に木造家屋を建築して以降、宅地として利用されております。非農地になってから20年以上経過しています。所有者の土地の周りを申請人の土地が囲んでおりまして、そのよう地形になった経緯は不明です。所有者の土地利用も困難であり、農地に復元することは難しいと思います。証明することに問題ありません。

以上、報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することことに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は原案のとおり証明することといたします。

議 長 (荒井 一夫) それでは本日予定されました議事の審議は、すべて終了い

たしました。

次にその他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

議 長 （荒井 一夫） 皆さまから特にないようなので、以上で第6回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時20分 閉会